

石川県公報

令和4年4月27日(水曜日)

号 外

(第41号)

目 次

人事委員会
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

1

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月二十七日

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第九号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第十知事の事務部局の部歴史博物館の項の次に次のように加える。

図書館	館長	三種
	副館長	五種

別表第十教育委員会の部図書館の項を削る。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を次のように改正する。

別表第十知事の事務部局の部県税事務所の項中

次長	五種
総務課長	

を

次長	五種
総務課長	
不動産取得税課長	

に改め、同部員総合事務所の項中

部次長	五種
地域センター次長	
税務課長	
管理課長	
施設課長	
施設課担当課長	

を

部 次 長	五種
地域センター次長	
税 務 課 長	
管 理 課 長	
施 設 課 長	
施 設 課 担 当 課 長	
納 税 課 長	

に改め、同部図書館の項中

副 館 長	五種
-------	----

を

副 館 長	五種
経 営 管 理 課 長	

に改め、同部農林総合研究センターの項中

部長(管理部長及び総合研究部長を除く。)	五種
中央普及支援センター長	
石川ウッドセンター所長	
室 長	
主任研究員	
砂丘地農業研究センター担当課長	
林業試験場担当課長	
総務課長	

を

部長(管理部長及び総合研究部長を除く。)	五種
中央普及支援センター長	
石川ウッドセンター所長	
室 長	
主任研究員	
砂丘地農業研究センター担当課長	
林業試験場担当課長	
総務課長	
中央普及支援センター担当課長	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第一条による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は令和四年四月一日から、第二条による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は同月八日から適用する。